

議事要旨(3)棚卸資産専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、棚卸資産の評価方法である後入先出法の取扱いに関する専門委員会における検討状況について、今後、検討する 2 つの方向性案（第 1 案：後入先出法を廃止する、第 2 案：後入先出法の採用を引き続き認めるものの、その指摘されている問題点を解消するための一定の追加開示を行う）のうち、第 1 案を中心に説明がなされた。説明の後、委員から次のような発言があった。

- ・ 後入先出法採用会社は減少傾向にあり、各業種でもその一部しか採用されていない。特定の業種に属するすべての会社が後入先出法を採用しているような状況があれば、業種内での比較可能性があると考えられるが、実際には、すべての業種について一部の会社しか採用していないことを踏まえると存続する意義があるかどうか疑問である。後入先出法から他の評価方法に変更した会社の考えも確認すべきである。
- ・ 後入先出法を採用している会社では、後入先出法で仮定している物の流れと実際の物の流れが整合しているケースがあるかどうかを踏まえて検討すべきである。
- ・ 後入先出法は先入先出法など他の方法とともに現在の我が国の会計実務で認められている方法であるため、コンバージェンスの中で、後入先出法を廃止した場合の実害も勘案して納得感のある検討を行う必要がある。
- ・ 将来の国際的な会計基準の動向が不明であるため、現在米国で採用されている第 2 案を採用し、国際会計基準と米国会計基準のコンバージェンスにおいて第 1 案に収束するのであれば、今後第 1 案とする方向もある。
- ・ 第 2 案とした場合、開示に対応するシステム開発が必要であるため、最終的に国際的な会計基準において後入先出法が廃止されることがある程度予測されるのであれば、当初より第 1 案とした方がよい。
- ・ 後入先出法を廃止し、備蓄在庫を通常の在庫と区分して評価するという考え方については、備蓄在庫をどのように定めるかなどの検討が必要である。また、これを認める場合、最低限、備蓄在庫を物理的に区分する必要があるのではないかと。

これらの意見を踏まえ、引き続き、後入先出法の取扱いを検討することとされた。

以 上